

『干祿字書』と觀智院本『類聚名義抄』の比較

— 圖書寮本『類聚名義抄』を介在として —

田村夏紀

【キーワード】 漢字字体 異体字 『類聚名義抄』 『干祿字書』

一、はじめに

院政期に成立した漢和辞書『類聚名義抄』には、原撰本系統と改編本系統の二系統がある。原撰本系統の圖書寮本^①は、「干云」という記載があることから、『干祿字書』^②の記載が引用されたことが知られている。^③一方、改編本系統に属する唯一の完本である觀智院本^④は、圖書寮本に比べて異体字が増補されるという特徴が見られるが、出典文献として『干祿字書』の書名は記されていないため、『干祿字書』との関係については、指摘されてはいるが、詳細な比較は未だ成されていない。^⑤先行研究においては、『干祿字書』と同様の字体が記されている場合でも、記載形式が著しく異なるという指摘がある。^⑥

觀智院本の漢字字体の出典を明らかにし、出典文献との比較を行うことは、鎌倉時代における漢字字体に対する評価をとらえ、辞書の改編に際しての異体字収集の目的を明らかにする上

で、重要なことである。そこで本稿では、『干祿字書』と觀智院本の関係を明らかにすることを目的として、三辞書の正字・異体字に関する記載^⑦を比較することにした。(以下、『干祿字書』を〈干〉、圖書寮本を〈図〉、觀智院本を〈觀〉と略す。)

二、方法

次の方法に従って、調査を行った。

1、〈図〉において、〈干〉から引用されたことが明らかな、正字・異体字に関する記載を取り上げる。(用例は影印本のコピーによって示し、必要な漢字と注記以外は省略する。)

例「暫」字

暫

干：上通下通

(図一一四三)

「邦」字

邦邦

干：上通

(図一八〇四)

2、(図)の用例字を手がかりとして、出典である(干)と、異本である(観)の対応する用例⑤を調査する。

例「暫」字

(干) 暫 暫上通下正 (干四二ウ2)

→対応

(図) 暫 暫干上通下正 (図一四3)

←対応

(観) 暫 暫干上通下正 (観法上八八7)

「邦」字

(干) 邦 邦上俗下正 (干一ウ1)

→対応

(図) 邦 邦干上俗 (図一八〇4)

←対応

(観) 邦 邦干上俗 邦干上俗 邦干上俗 邦干上俗 (観法中二九1)

3、(干)を基準として、(図)、(観)の対応する用例とそれぞれ比較する。今回調査対象とした三資料そのものには、直接参照したという関係がある訳ではないが、⑤出典↓出典を明記して引用↓改編という関係にある三辞書として、比較を行う。比較する際に、次の三つの観点に着目する。

①記載形式の比較^①

例「暫」字

(干) 「漢字二字+上通下正」

(図) 「漢字二字+上通下正」 干・図 …一致

(観) 「漢字二字+上通下正」 干・観 …一致

「邦」字

(干) 「漢字二字+上俗下正」

(図) 「漢字二字+上俗」 干・図 …「下正」を省略

(観) 「漢字一字+(二)字」+「一字+俗通+(二)字」 干・観 …異なる

②字体注記の種類の比較^②

例「暫」字

(干) 「通」、「正」

(図) 「通」、「正」 干・図 …一致

(観) 「通」、「正」 干・観 …一致

「邦」字

(干) 「俗」、「正」

(図) 「俗」、なし 干・図 …異体字注記一致 正字注記なし

(観) 「俗通」、なし 干・観 …異体字注記異なり、正字注記なし

③(干)以外の漢字字体の追加される字数の比較^③

例「暫」字

(干) 「漢字二字」

(図) 「漢字二字」 干・図 …追加なし

(観) 「漢字二字」 干・観 …追加なし

「邦」字

〈干〉 「漢字二字」

〈囙〉 「漢字二字」 干・囙 …追加なし

〈觀〉 「漢字五字」 干・觀 …三字追加

以上の方法に従って行った調査の結果を次に述べる。

三、『干禄字書』の記載

まず、〈干〉の記載について述べる。

〈囙〉に引用されている〈干〉の記載は、一一八例ある。¹³⁾ 出典となる〈干〉には、対応する用例が同様に一一八例ある。

〈干〉の用例は、対比する字数の違いと、対比する字体の關係の違いによって、次のI〜IIIの三種類の形式に分類される。

I 二字一組で、正字と異体字を対比するもの

例「繼」字

繼繼

上通 下正

(干三八才2)

II 三字一組で、正字と異体字を対比するもの

例「隱」字

隱隱隱

上俗中 通下正

(干二九ウ3)

III 二字一組で、正字と正字を対比するもの

例「洗」「洒」字

洗洒

並正

(干二九才4)

IとIIは、正字と異体字を対比するものであり、IIIは正字と正字を対比するものである。用例数を表①に示す。

表① 『干禄字書』の記載形式

形式	用例数
I	96 (81.3)
II	6 (5.1)
III	16 (13.6)
合計	118 (100)

()内は%

Iの用例が大半を占めている。

これらの〈干〉の用例を基準として〈囙〉、〈觀〉との比較を行った結果を以下に示す。

四、『干禄字書』と囙書寮本と觀智院本の比較

〈觀〉には、〈囙〉に引用された〈干〉の記載に対応する用例が一一八例あった。そこで、〈干〉と〈囙〉と〈觀〉の対応する用例一一八例ずつを比較することとした。

四・1 記載形式の比較

まず比較の項目として、三辞書の対応する用例の記載形式を比較した。そして、次のA〜Dの四種類の關係に分類を行った。

A、〈干〉と記載形式が一致し、字体注記も一致するもの

例「懷」字

懷懷

上通 下正

(干一六才2)

懷懷

上通 下正

(囙二四五1)

「懽」字
懽懽 竝正
(千一八才4)

懽懽 千上通正
(四二四六6)

「繼」字
繼繼 上通下正
(千三八才2)

繼繼 上通下正
(觀法中一一三5)

「洗」字
洗洗 竝正
(千二九才4)

洗洗 千上通正
(觀法上三3)

B、(干)の記載形式の一部(「下正」の部分)を省略し、異体字注記は一致するもの

例「澣」字
澣澣 上通下正
(千三〇ウ2)

澣澣 千上通
(四四四5)

C、(干)と記載形式が異なるもの

例「隱」字
隱隱 上俗中通下正
(千二九ウ3)

隱隱 千上通正
(四二〇六2)

「況」字
況況 上俗下正
(千四二ウ3)

況 谷況字
(觀法上四六6)

D、(干)と記載形式は一致するが、字体注記は異なるもの

例「市」字
市市 上俗下正
(千二七ウ3)

市市 千上通下正
(四二七九3)

「市」字
市市 上俗下正
(千二七ウ3)

市市 千上通正
(觀法中一〇二6)

A、Bは、(干)の記載を引用したことが確実なものである。Cは、記載形式の上から見ると、(干)と異なるものである。Dは、記載形式は一致するが、異体字注記が異なることから、(干)との関係が明確ではないものである。

用例数は表②1、2、3の通りである。
表②1 (干)と(四)の記載形式の比較

干・四	用例数			
	I	II	III	
A	I	26	45 (38.2)	111 (94.1)
	II	3		
	III	16		
B	I	66	66 (55.9)	
	II	3		6 (5.1)
C	I	3		
	II	3		
D	I	1		1 (0.8)
合計			118 (100)	

()内は%

表② 2 (干)と(観)の記載形式の比較

干・観	用 例 数	
A	I 24	27
	III 3	(22.9)
C	I 71	90
	II 6	(76.3)
	III 13	
D	I 1	1
		(0.8)
合計	118	(100)

()内は%

表② 3 (干)と(図)と(観)の記載形式の比較

干・図	用 例 数	干・観	用 例 数
A	45	A	11
		C	34
B	66	A	16
		C	50
C	6	C	6
D	1	D	1
合計	118	合計	118

(図)では、(干)と記載形式が一致するもの(A)が四五例、(干)の記載形式の一部を省略するもの(B)が六六例ある。Bは(図)に特有の形式である。これらを含めた一一一例(九四・一%)は、記載形式が(干)と同じか(干)に沿ったものである。一方(観)では、(干)と記載形式が一致するものが二七例(二二・九%)ある。これらは(干)の記載を引用していることが確実である。

(図)では、二字一組で正字と正字を対比するもの(Ⅲ)は、一六例が全て(干)と一致する記載形式をとっている。これに

対して(観)では、一六例中の大半を占める一三例が(干)と異なる記載形式である。また(観)では、三字一組で正字と異体字を対比するもの(Ⅱ)は、六例全てが(干)と異なる記載形式である。

(図)では省略形式だが、(観)では(干)と記載形式が一致する場合が一六例ある。

例「繼」字 上通下正 (干三八才2)

繼 繼 干上通 (図三〇一2)

(図)で、(干)と記載形式が異なる用例(C)は、(観)でも(干)と記載形式が異なっている。そしてその形式は、(図)と(観)とで一致する場合がある。

例「隱」字 上俗中通下正 (干二九ウ3)

隱 隱 干上通 (図二〇六2)

(図)で、(干)と記載形式は一致するが、異体字注記は異なる用例(D)は、(観)でも同様にDに属する。(前頁「市」字)

このように、(観)は、(干)そのものの記載形式に従う場合もあり、(図)に引用された(干)の記載形式に従う場合もある。ただし、前者については、(図)に「干云上通」とあるのを見て、

他の箇所の「干云上通下正」という記載から推定して「下正」を書き加えることは可能であろう。このことから考えて、「観」は〈図〉に引用された〈干〉の記載を孫引きした可能性が高い。
 (一) (二) (三) (四) (五) (六) (七) (八) (九) (十) (十一) (十二) (十三) (十四) (十五) (十六) (十七) (十八) (十九) (二十) (二十一) (二十二) (二十三) (二十四) (二十五) (二十六) (二十七) (二十八) (二十九) (三十) (三十一) (三十二) (三十三) (三十四) (三十五) (三十六) (三十七) (三十八) (三十九) (四十) (四十一) (四十二) (四十三) (四十四) (四十五) (四十六) (四十七) (四十八) (四十九) (五十) (五十一) (五十二) (五十三) (五十四) (五十五) (五十六) (五十七) (五十八) (五十九) (六十) (六十一) (六十二) (六十三) (六十四) (六十五) (六十六) (六十七) (六十八) (六十九) (七十) (七十一) (七十二) (七十三) (七十四) (七十五) (七十六) (七十七) (七十八) (七十九) (八十) (八十一) (八十二) (八十三) (八十四) (八十五) (八十六) (八十七) (八十八) (八十九) (九十) (九十一) (九十二) (九十三) (九十四) (九十五) (九十六) (九十七) (九十八) (九十九) (百)

C1 (I II)、〈干〉と同じ異体字注記、正字注記があるもの

例「鄒」字
 上通下正 (干二五才1)

鄒 鄒
 鄒 鄒
 (観法中三三4)

(III)、〈干〉と同じ正字注記が、両方の字体に対してあるもの

例「汎」字
 正 (干四四才2)

汎 汎
 汎 汎
 (観法上八6)

C2 (I II)、〈干〉と同じ異体字注記があり、正字注記はないもの

例「況」字
 上俗下正 (干四二ウ3)

況 況
 况 况
 (観法上四六6)

(III)、〈干〉と同じ正字注記が一方にあり、一方にはないもの
 例「蹠」字
 正 (干四八才3)

蹠 蹠
 蹠 蹠
 (観法上七三3)

C3、〈干〉と同じ正字注記があり、異体字注記はないもの

例「阪」字
 上通下正 (干三〇才2)

阪 阪
 阪 阪
 (観法中六六4)

C4、異体字注記も正字注記もないもの

例「陵」字
 上通下正 (干二六才3)

陵 陵
 陵 陵
 (観法中四一3)

C5、〈干〉と異なる字体注記があるもの

例「谿」字
 上通下正 (干一五才4)

谿 谿
 谿 谿
 (観法上一九6)

C6、〈干〉と対応する字体が一部欠けているもの

例「坐」字
 上俗中下正 (干三二才3)

坐 坐
 坐 坐
 (観法中六七4)

C1と5は、〈干〉と対応する字体が全て記されているものがあり、C1と3は、〈干〉と同じか〈干〉に沿った内容の字体注記があるものである。用例数を次の表③に示す。

表③ 〈干〉と一致しない〈観〉の記載形式

干・観	用例数	54 (60.0)
C1	16 (17.8)	
C2	20 (22.2)	
C3	18 (20.0)	
C4	4 (4.4)	
C5	24 (26.7)	
C6	8 (8.9)	
合計	90 (100)	

()内は%

〈干〉と対応する字体が全て記されるものは、一一八例中、C6の八例を除いた一一〇例(九三・二%)である。

〈干〉と同じか〈干〉に沿った内容の字体注記があるものは五四例ある。これらと、記載形式の一致するもの二七例とを合わせると、〈干〉と同じか〈干〉に沿った内容をもつ用例は一一八例中八一例(六八・六%)である。逆に〈干〉と異なる字体注記を記す用例(C5)は二四例あり、Dの一例と合わせると一一八例中二五例(二二・二%)の字体注記が〈干〉と異なる。

C6に属する八例中三例は、三字を対比する形式であった。この形式は六例しかないで、その半数が採用されていないことになる。

また、〈図〉のCに属する用例六例のうち、C1は二例、C5は三例、C6は一例であった。このうちC5、C6の用例は、これと対応する〈観〉の用例も、それぞれ同様にC5、C6に属していた。〈図〉で〈干〉と異なる字体注記を記したり、〈干〉の字体そのものが欠けている場合、〈観〉も〈図〉に従っている。

四・2 字体注記の種類の比較

次に、比較の二項目目として、三辞書の対応する字体に付された字体注記の種類を比較した。用例数は表④1、2、3に示す。(表④1、2は共に字体注記のある字体のみの比較を記す。)

表④1 〈干〉と〈図〉の字体注記の比較

干→図	用例数	172 (100)	
一致	通→通 55 俗→俗 46 正→正 67		168 (97.7)
異なる	俗→通 2 通→俗 1 正→通 1		4 (2.3)

()内は%

表④2 〈干〉と〈観〉の字体注記の比較

干・観	用例数	157 (100)	
一致	通・通 32 俗・俗 26 正・正 70		128 (81.5)
異なる	通・俗 2 通・俗通 2 通・今正 1 通・正 1 俗・通 6 俗・俗通 3 俗・俗或 1 俗・或 1 俗・正 1 正・通 3 正・俗 2 正・俗通 2 正・俗通 1 正・或 1 正・同上 1 正・亦 1		29 (18.5)

()内は%

推定させる場合（C3の形式）が多い。この形式は、どれが異体字であり、どれが正字であるかということを示すことはできないが、異体字注記の種類が何であるかということを重視していないものと言える。

四・3 追加される字数の比較

比較の三項目として、〈干〉を基準として、〈図〉と〈観〉に追加されている字体の数を調査した。次の例はそれぞれ、一字追加されるもの、三字追加されるものである。

例「流」字
 流流 上俗下正 (千二四ウ4)

流流 千と上俗 (千二四ウ4)
 流流 千と上俗 (千二四ウ4)

「繫」字
 繫繫 上通下正 (千三八オ1)

繫繫 上通下正 (千三八オ1)
 繫繫 上通下正 (千三八オ1)

用例数は表⑤1、2、3の通りである。（一は〈干〉に対応する字体が欠けていることを表す。）

千・図	用例数	
0	96 (81.4)	
+1	17	21
+2	4	(17.8)
—	1	(0.8)
合計	118 (100)	

()内は%

表⑤2 〈観〉に追加される字数

千・観	用例数
0	54 (45.8)
+1	22
+2	12
+3	10
+4	5
+5	3
+6	1
+7	1
+8	1
+11	1
—	8 (6.8)
合計	118 (100)

()内は%

表⑤3 〈図〉と〈観〉に追加される字数

図	観	用例数	
0	0	51 (43.2)	
+1	0	2	4 (3.4)
+2	0	1	
+1	—	1	
+1	+1	5	17 (14.4)
+1	+2	4	
+1	+3	1	
+1	+4	4	
+2	+2	1	
+2	+3	1	
+2	+5	1	
0	+1	17	
0	+2	7	
0	+3	8	
0	+4	1	39 (33.0)
0	+5	2	
0	+6	1	
0	+7	1	
0	+8	1	
0	+11	1	7 (6.0)
0	—	6	
—	—	1	

()内は%

追加される字数は、〈図〉では一〜二字であるのに対し、〈観〉では一〜一字と多い。合計すると、〈図〉では二五字、〈観〉では一四三字が追加されている。〈図〉に字体が追加されるものは、二二例（一七・八％）である。一方〈観〉に字体が追加されるものは、五六例（四七・四％）であり、半数近くの用例に〈干〉以外の字体が記されている。

〈図〉のみに字体が追加されている場合もあり、〈観〉のみに字体が追加される場合もある。共に字体が追加される場合、〈図〉に追加されている字体が〈観〉にも記されている場合がある。

例「鹽」字 鹽鹽 上通下正 (千二五ウ3)

鹽鹽 千上通下正 (図二三三五)

鹽鹽 上通下正 塩 各丸 (観法中六八一)

字体が記載される順番は、(図)では、(千)の字体が一番上であるものが一二例(五七・一%)、一番下であるものが七例、その他(中間に記載されたり、間に別の字体が記されるもの)が二例であった。(観)では、(千)の字体が一番上であるものが二六例(四五・六%)、一番下であるものが八例、その他が二二例であった。(干)と対応する字体は、(図)では他の字体より優先されて上位に記載されることが多い。また(観)でも上位に記載される場合が半数近くであるが、他の字体の間に記される場合が(図)よりも多い。

(干)と記載形式が一致する用例の中で、字体が追加されるものは、(図)では四五例中二三例(二八・九%)であり、(観)では二七例中一〇例(三七・〇%)であった。(干)の記載形式通りに引用している場合、(図)では、字体が追加される割合はやや高く、(観)では、やや低くなっている。

五、まとめ

以上の調査結果から明らかにしたこととをまとめる。

図書寮本『類聚名義抄』を介在として、『干禄字書』と観智

院本『類聚名義抄』の正字・異体字に関する記載の関係をとらえると、対応する用例一一八例の中で、二割は『干禄字書』と記載形式が一致することから、『干禄字書』を出典とすることが確実であり、五割は『干禄字書』に沿った記載内容をもつことから、『干禄字書』を出典とすることが推定できるものであり、二割は『干禄字書』と対応する字体はあるが、異なる字体注記があることから、『干禄字書』以外の基準に従っており、一割は『干禄字書』と対応する字体の一部が欠けていることから、『干禄字書』を引用していないものであった。観智院本『類聚名義抄』は、『干禄字書』を出典とする記載を、何らかの基準により取捨選択して引用しているのである。その際に、三字を対比する形式の字体は全部は取り入れない、正字を対比する形式の字体注記は全部は採用しない、どれが正字でありどれが異体字であるかの区別がつけば、必ずしも異体字注記を付さなくてもよい、とする方針が取られていた形跡がある。

また、図書寮本では、『干禄字書』を出典とする用例一一八例の中で、四割は『干禄字書』と記載形式が一致し、六割は『干禄字書』の省略形式であり、記載形式や字体注記の種類が異なるものは少数例であった。観智院本は、図書寮本に比べて『干禄字書』の記載に忠実ではないことが分かる。

さらに、観智院本は、『干禄字書』と図書寮本とで記載内容が異なっている場合、『干禄字書』そのものよりも図書寮本の記載に従っていることから、図書寮本に引用された『干禄字

書』の記載を孫引きしている可能性が高い。

『類聚名義抄』の改編に際して、原撰本系統には使用されていない新しい出典文献により字体を追加し、『干祿字書』の「正、俗、通」の基準以外の字体の分類を取り入れ、出典文献の形式にとらわれない独自の記載形式を設定している様子うかがえる。

なぜ、このような改編が行われたのであろうか。あるいは、鎌倉時代において、字体を収集した新しい文献が知られるようになり、漢字字体に対する関心が高まったためか、あるいは、異体字が使われた文献を読み解く必要に迫られたためか。今後の課題として考えていきたい。

注

(1) 図書寮本は、院政期(一一〇二年以降)に書写されたもので、完本の五分の程度しか伝わらない零本である。『図書寮本類聚名義抄』(勉誠社、一九七六年)の影印を使用した。

(2) 『干祿字書』は、唐代(七七四年)に成立した字体辞書である。『異体字研究資料集成』別巻一(杉本つとむ編、雄山閣、一九七五年)所収の文化十四年(一一八七)刊本の影印を使用し、『校本干祿字書』(広島大学文学部国語学研究室編、一九六一年)を参照した。

(3) 注(2)の『校本干祿字書』、『図書寮本類聚名義抄解説索引編』(勉誠社、一九七六年)、西原一幸『図書寮本『類聚名義抄』所引の『干祿字書』について』(金城国文六三、一九八七年三

月)、池田証寿『図書寮本類聚名義抄と干祿字書』(国語学一六八、一九九二年三月)を参照した。

(4) 観智院本は、奥書により、仁治二年(一一四一)に書写されたものを、建長三年(一一五二)に転写し、これをさらに転写したものと分かる。『類聚名義抄』(正宗敦夫編、風間書房、一九五五年)の影印を使用し、『天理図書館善本叢書類聚名義抄』(八木書店、一九七六年)を参照した。

(5) 観智院本には、異体字の出典として『玉篇』『説文解字』の書名が記されている。吉田金彦『観智院本類聚名義抄の参照文献』(藝林九・三、一九五八年六月)に、漢字字体の出典として『干祿字書』、『龍龜手鑑』が挙げられている。貞荊伊徳『日本の辞典』(『漢字講座』漢字研究の歩み)明治書院、一九八九年)では、『龍龜手鑑』との関係を指摘している。拙稿「観智院本『類聚名義抄』と『龍龜手鑑』の正字・異体字の記載の比較」(鎌倉時代語研究二〇、一九九七年五月)では、『龍龜手鑑』との具体的な類似点を示した。『類聚名義抄』の改編の事情については、望月郁子『類聚名義抄の文献学的研究』(笠間書院、一九九二年)、同「観智院本『類聚名義抄』における原撰本系和訓の配置と配列」(一)、(二)(静岡大学人文文学部人文論集四四・一、二、一九九三年七月、一九九四年一月)を参考にした。

(6) 杉本つとむ「異体字研究」Ⅴと『干祿字書』(早稲田日本語研究2、一九九四年三月)による。

(7) 図書寮本に引用された『干祿字書』の記載には、正字・異体字の区別に関するものと、別字の区別に関するものがある。前

者が一八例、後者が二五例存する。本稿では、まず、主要な前者の用例に注目した。『干禄字書』においては、正字は、著述文章、碑碣などに用いるべき、憑拠のある正しいものであり、俗字は、ごく当座用のもので、日常的な記録、筆記に用いるものであり、通字は、表奏、手紙文に用いて、長い間通用しているものである、と序文において定義されている。本稿においては、正字・異体字の定義を次のようにとらえることとする。正字と異体字とは、同音・同義であるが、互いに異なる字体を持つ漢字である。正字とは、本稿で扱うそれぞれの辞書において、「正」という字体注記を伴う字のことである。異体字とは、同様に、「俗」「通」「或」「今」「古」等という「正」以外の字体注記を伴う字のことである。また、字体とは、点画のつながりや曲がり方や折れ方によって成り立つ、文字の骨組みのことであり、文字の大きさや線の太さ等の個別的な要素は取り除いたものであるととらえる。

(8) 『干禄字書』の一用例中の複数の字体のうちの一字でも、対応する字体が観智院本にあれば、それを『干禄字書』と対応する用例として取り上げることとした。また、観智院本には複数の箇所当該字が記されている場合があるが、図書寮本の用例と同じ部首項目内の、対応する箇所に記された記載を用例とする。

(9) 図書寮本や観智院本が編纂された際に使用された『干禄字書』は現存していない。また、観智院本は複数回の転写を経ている。

(10) 記載形式とは、『干禄字書』の場合、二字あるいは三字の字体を並記し、その下の割書中に、正字と異体字を対比する場合

は「上く下く」「上く中く下く」等、正字と正字を対比する場合は「並く」という形式を用いて字体注記を記すという記し方のことである。『類聚名義抄』では、漢字が本行に書かれているか割書中に書かれているかの違いは、並記された字体が全て同じ部首の漢字であるか、異なる部首に属するかの違いに過ぎないので、これを形式の違いとしては扱わない。

(11) 字体注記を比較する際には、一つの用例中に複数の字体があるため、それぞれの字体ごとに『干禄字書』と比較した。

(12) 追加される字とは、『干禄字書』と対応する用例中に、『干禄字書』と対応する字体の前後に記されている、正字・異体字関係にある別の字体のことを指す。ただ、全く同じ字体が別の出典により記される場合は、重複して数えないこととした。

(13) 図書寮本に記された『干禄字書』の記載一八例のうち、一七例には「干云く」という出典名が記されている。残り一例は『干禄字書』と対応する字体もあり、「漢字二字十上通下正」という記載形式も一致することから、『干禄字書』からの引用と判断できるものである。

(14) 対応する字体については、字体が完全には一致していなくても、点画の長さや向きの違いや、一、二画の画数の違いという範囲内で、類似点があれば、対応するととらえた。

(15) 注(2)の『校本干禄字書』に示された校異(後知不足齋叢書所収本、宝永四年板本、景明刻本東門廣禮卷十一所収本による)には、この箇所の字体注記に諸本間の違いは見られない。(たむら なつき/早稲田大学大学院博士後期課程二年)